

令和6年第3回芸西村議会「定例会」議事日程

令和6年9月11日

日程第1 一般質問

招 集 年 月 日 令和6年9月11日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	堀 川 友 久	○	2	坂 本 史	○	3	山 本 俊 二	○
4	濱 田 圭 介	○	5	安 岡 公 子	○	6	西 笛 千代子	○
7	岡 村 俊 彰	○	8	小 松 康 人	○	9	岡 村 星 弥	○
10	仙 頭 一 貴	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝 渕 孝	副 村 長	池 本 尚 彦	教 育 長	池 田 美 延
総 務 課 長	兼 健 康 福 祉 課 長	都 築 仁	会 計 管 理 者	高 松 千 恵	
産 業 振 興 課 長	吉 永 卓 史	土 木 環 境 課 長	山 本 裕 崇	企 画 振 興 課 長	池 田 加 奈
教 育 次 長	佐 藤 大 輔	総 務 課 長 補 佐	池 田 豪	健 康 福 祉 課 長 補 佐	荒 井 祐 輔
健 康 福 祉 課 長 補 佐	長 崎 寛 司	産 業 振 興 課 長 補 佐	常 光 紘 正	土 木 環 境 課 長 補 佐	山 崎 純 裕
企 画 振 興 課 長 補 佐	岡 村 公 順	教 育 委 員 会 課 長 補 佐	岡 村 ま き み		

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤 川 薫
--------	-------

【議事の経過】

令和6年9月11日（水）

〔9：00 開会〕

《開会》

○ 仙頭 一貴 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和6年第3回芸西村議会定例会第2日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第1、一般質問を行います。届け出順に、順次発言を許します。5番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

おはようございます。5番安岡公子、通告に基づいて質問いたします。

まず、災害時の対応についてです。気象庁は8月8日に初めて南海トラフ地震臨時情報を出しました。幸いにして、今回の地震は揺れは大したことはなかったのですが、初めての情報に戸惑い、急いで高台へ避難した人や、どうしてよいか分からずに困ったという声もありました。

この臨時情報に対して、避難所開設、装備品、職員体制など、本村としてどういう体制をとって対応したかお聞きします。そして、その中で見えてきた課題、改善すべき点などがあつたと考えますが、その点についてもお聞きします。これからの取り組みとして、自主防災組織が地域ごとにどのように機能しているかを点検し、育成、指導する必要があるのではないかと考えますがいかがでしょうか。また、今年秋の防災訓練をどのように行う計画かをお聞かせください。

次に、災害時の井戸の活用についてお聞きします。災害発生時に、飲料水や調理用に用いる水以外の生活用水を確保するため、住民に呼びかけて協力井戸制度を設けている自治体があります。水道がすぐに復旧しない場合は、トイレや洗濯などの生活用水が必要となり、元旦に発生した能登半島地震の被災地でも、井戸が活躍したと報道されています。個人に呼びかけて、条件を満たした所有者と協定を結び、住民に広く周知できるよう、井戸の所在地、所有者などの氏名を公表するという個人との協定を結ぶ方法をとっている自治体と、地域の自主防災活動に協力することに井戸の所有者が同意していることを条件に、自主防災組織などに設置、修繕、事業の補助金を出している自治体もあります。

本村においては、平成20年に芸西村防災用手動ポンプ設置補助金交付要綱が設置されています。設置から16年たっていますが、この間に何基設置され、現在どのように管理されているのかをお聞きします。

次に、新型コロナウイルスへの対応についてお聞きします。広報のチラシによると、10月から実施が計画されている新型コロナワクチンの定期接種の対象者は、「1、65歳以上。2、60から64歳で心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方。ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方」となっていますが、2はどこがどのように判断するのでしょうか。

また、接種費用は3300円予定とありますが、この金額の根拠をお聞きします。また、どのような体制で接種するのでしょうか。「定期接種の対象者でない方は、任意接種となり全額自己負担となります」となっていますが、子ども、大人が任意接種を希望の場合、費用は幾らが見込まれているのでしょうか。申し込み方法、ワクチンは足りるか足りぬのかをお聞きします。

ワクチン接種は重症化を予防する手段であり、経済的負担から接種を諦めることがないよう、何らかの助成が必要ではないでしょうか。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

長崎健康福祉課長補佐。

○ 長崎 寛司 健康福祉課長補佐

おはようございます。質問の順番が前後しますが、安岡議員のご質問、新型コロナウイルスへの対応についてお答えします。

まず、接種の体制と対象者についてですが、これまで新型コロナワクチンは蔓延予防上緊急の必要があると、特例臨時接種として、国が主導して行ってまいりました。

令和6年度からは、個人の発症及び重症化予防に重点を置く定期接種B類として位置付けられており、10月中の接種開始に向けて、高知県下の委託医療機関で接種を可能とする広域化予防接種体制による実施を進めております。

対象者については、インフルエンザワクチンと同様で、先ほどの議員の質問にもあったとおりです。ただし、60歳から64歳で対象者かどうかの判断が、ご自身でできない場合につきましては、主治医に相談していただくことになります。

次に、定期接種・任意接種の費用についてですが、現在、県下の市町村で構成される市町村保健衛生職員協議会事務局が、全市町村の意見の取りまとめや高知県医師会との協議、交渉を行っております。これにより、県下全市町村で、接種期間や自己負担額等の統一化を図り、実施する方向で進んでおります。

定期接種対象者の自己負担額につきましては、インフルエンザワクチンの接種委託料や高齢者肺炎球菌ワクチンの自己負担額を参考に、国が出している新型コロナのワクチン接種の自己負担の目安1万5000円のうち、2割程度の3300円を予定しています。

定期接種の対象者でない方や定期接種のタイミング以外で接種する場合は、任意接種となり、全額自己負担となります。

次に、子ども・大人の任意接種費用は幾らが見込まれているかなどについてですが、任意接種の自己負担額については、インフルエンザ同様に、医療機関ごとに異なると思われますので、各実施医療機関へお問い合わせいただくようになります。

申し込み方法につきましては、インフルエンザワクチンと同様に、希望される各医療機関へご自身で申し込みを行っていただくようになります。

ワクチンの供給量については、製薬会社等で必要量を見込んだ上で製造販売されるものと理解しております。

接種費用が高額のため接種を控える方がいるのではというご意見につきましては、定期接種の自己負担額については、国からの助成金や医師会との協議を踏まえた上で、県下統一で定めておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、生活保護世帯等はインフルエンザワクチン接種と同様、事前申請により無料となる予定です。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

都築総務課長兼健康福祉課長。

○ 都築 仁 総務課長兼健康福祉課長

おはようございます。私のほうからは災害時の対応についてをご説明したいと思います。

まず、8月8日の対応についてのご質問ですが、時系列で説明をさせていただきます。

8月8日16時43分に日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生し、高知県沿岸に津波注意報が発令され、16時45分に村内放送で津波注意報発表をお知らせしました。16時52分地域防災計画に基づき非常配備体制としました。17時33分にエリアメールで沿岸部全域に避難指示を発令し、避難所を開設しました。19時津波注意報解除により、避難指示を解除。ここまでが、津波注意報に係る対応です。

その後、19時15分南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたため、地域防災計画に基づく、災害対策本部を19時34分に設置しました。20時44分エリアメールで高齢者等避難を発令し、村民会館を避難所として開設。21時5分村内放送で自主避難の呼びかけを行いました。翌8月9日、周辺自治体の対応を踏まえ、9時に災害対策本部を解散し、非常配備体制へ移行、高齢者等避難も解除しましたが、自主避難

者のため、避難所は引き続き開設しておりました。この間、8月15日17時に臨時情報が解除されるまでは、緊急事態に備えるため役場で寝泊まりし、常時2名体制で対応に当たりました。この臨時情報により避難所へ避難してきた方はおりません。避難に関する問い合わせは3件ありました。

今回の対応での課題については、令和元年に運用開始以来、初めて発表され、住民の皆さんはもちろん、職員も含め、そもそも臨時情報についてよく知らない方が多かったのではないかと感じております。運用開始当初は、広報やチラシなどでお知らせしたことを覚えておりますが、継続的な周知ができておらず、制度の周知不足が大きな課題と認識しております。

また、地域防災計画では、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際の対応については定めておりましたが、巨大地震注意への対応についての定めがなかったため、巨大地震警戒と同様の初動対応としましたが、今後は、内閣府のガイドラインや他市町村の対応も参考に、地域防災計画の見直しも含め、初動対応を検討してまいります。

次に、自主防災組織の育成と強化についてですが、自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、自主的に結成する防災組織ということをご承知のとおりと思います。

芸西村の組織率は100%となっておりますが、地区ごとに取り組みの熱量が異なっていることは感じております。特に東日本大震災からの年月の経過やコロナ禍で毎年の避難訓練への参加者も減少傾向にあります。

3月議会でも、自主防災組織についてのご質問をいただいており、その際、村長及び課長答弁でも、今後の訓練内容や啓発活動などを工夫しながら連携強化を図っていくと答弁させていただいております。

村としては、例年自主防災組織の代表者を集めて、「自主防災組織連絡協議会」を開催し、研修会や各種補助事業の説明を行うなど、意見交換の場を設けております。そういった機会を活用しながら、村への要望や訓練活動等について相談があれば、適宜助言を行っております。

また今後も、会議や訓練などの機会を捉えて、役場職員との連携も図っていかねばならないとも考えております。

次に、秋の防災訓練については、11月4日を予定しております。当日は生涯学習振興大会が予定されており、通常の各地域での避難訓練に加え、役場での起震車による地震体験と防災に関する講演会を予定しております。

続いて、災害時の井戸の利用についてですが、ポンプ設置補助要綱は、地域住民の災害時における生活用水確保のため、自主防災組織の被災時の活動に必要な既存の井戸への手動ポンプ設置に要する経費に対し、補助金を交付することを定めたものです。

この補助要綱を活用して設置されている手押しポンプ井戸について、村で把握しているのは、和食地区2か所、馬ノ上地区1か所の計3か所、村が設置しているものが2か所となっております。各地区で設置されている井戸につきましては、1か所は破損等により使用不可、2か所は定期的な点検等は実施できていないということでした。なお、村が設置している2か所につきましては、使用可能であることは確認できております。

議員の提案にもある個人との協定については、先行自治体に協定内容などを確認の上、村での必要性を検討してまいります。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長
5 番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

再質問いたします。自主防災組織については、3月議会と同僚議員の質問にもありましたが、結成から15年が経過しており、活動の低下が見られることが心配されています。

昨年秋の避難訓練に、34の自主防災組織のうち18組織が参加していなかったということから考えても、また、令和5年度の決算報告書において、自主防災組織整備補助金は予算250万円に対して決算38万8450円、不用額211万1550円、自主防災組織防災補助金予算33万円に対して決算12万2000円、不用額20万8000円となっており、不用額、つまり使われなかった防災予算が230万円もあります。この数字から見ても、活動の低下が見られると考えられます。

自主防災組織は自主的なものであり、自助と共助が基本となっているとしても、それを育成強化指導して

いく行政としての役割があると考えます。積極的に取り組むべきではないでしょうか。

井戸については前向きな検討での答弁をいただきましたが、本村に適した方法、生活用水の井戸であって、安心と思えるよう地域ごとに偏りのない設置、管理の仕方、補助金の増額など検討すべきだと考えます。

次に、新型コロナウイルスへの対応についてです。コロナが5類に移行されてから情報が少なく、コロナは終わった、軽くなったと受け止めている人もいます。しかし、新種の株への置き換わりにより感染が全国に拡大しており、終息に向かっているとは言えない状況です。熱が出て受診すると、検査料が3000円から5000円、治療薬は2割負担で1万8000円など、高額な医療費がかかるため、受診を控えたり、風邪薬で自宅療養するという人もいます。まして、65歳以下でワクチンの定期接種の対象とならない人は、約1万5000円の自己負担となるようではなかなか受けるのに決意が入ります。ワクチン接種を希望する人が、値段が高いので受けないということがないように、対策をとるべきではないかと考えます。以上で再質問を終わります。

○ 仙頭 一貴 議長

都築総務課長兼健康福祉課長。

○ 都築 仁 総務課長兼健康福祉課長

再質問にお答えしたいと思います。まず、防災用手動ポンプ設置補助要綱につきましては、自主防災組織連絡協議会でも、毎年補助金を周知していますが、近年は補助申請がないのが現状です。理由はさまざまあると思いますが、井戸水に限らず、災害時に生活用水をどのように確保していくかという点が重要ですので、村では、災害用浄水器を5台整備しております。

補助金要綱の見直しなども選択肢の一つにはなりますので、井戸の所有者が整備する意思があるかどうかや、整備した井戸の維持管理を継続的に行っていただくという必要もありますので、内容の精査は必要というふうに考えております。

また、自主防災組織の育成強化につきましては、必要であるという認識はしておりますので、先進自治体での取り組みなども参考にしながら、少しずつでも進めていかなければならないというふうに感じております。

議員の皆さまにおかれましても、災害発生時には、「自己の居住する地域の自主防災活動に協力し、村内において情報の収集に努めなければならない」というような取り決めもあるようですので、率先して自主防止組織の活性化にご尽力いただければありがたいというふうに考えております。

次に、コロナのワクチンにつきましてはですが、コロナワクチンの定期接種への独自の助成制度につきましては、他県での状況などは調査はしていませんが、先ほども申しましたが、現在、高知県下で各市町村が足並みをそろえて実施する方向で進めていると聞いておりますので、村独自での上乗せについては、今のところは未定ということにしております。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

5 番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

答弁ありがとうございました。再々質問いたします。質問内容が前後入れ替わります。

先に新型コロナウイルスワクチンへの補助の件です。本村においての定期接種は730人を見込んでいるということです。例えば1人1000円の補助を行ったとして73万円になります。予防接種を受ける人は、自己負担が2300円となり、随分と受けやすくなると思われます。

県外の例ですが、神奈川県の高齢者医療市では、高齢者の医療負担を抑制し、この冬の感染予防を防ぐという観点から、新型コロナとインフルエンザの同時発生を予防するためとして、新型コロナとインフルエンザの両方の予防接種を無料にする予算を組んでいます。本村と規模は違いますが、3億とか、2万人分です。

高知県下においては、統一の3300円ぐらいでいくという申し合わせがあると聞きますが、自治体が独自に補助をするということは自由であるはずですが、してはいけない決まりはありません。コロナワクチン予防接種を受けるか受けないかは全く自由ですが、受けたいと思っている人が、金額が高いために諦めることがな

いように。コロナに感染したら高額の治療費がかかるという観点からも、この73万円は不可能な額ではないと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、防災について訴えます。災害への備えと対応は、単に防災避難訓練とか避難所や備蓄の問題だけではなく、さまざまな問題を抱えています。日本における過去の大規模災害は、当時の行政に言わせれば、いずれも想定外ということでした。しかし今日、いつどこで発生するのかの予知は困難でも、過去最大規模の被害を想定することは十分可能だと考えます。

繰り返される日本の防災の不備の背景には、少ない行政職員と被害想定のかさばるに基づく不十分な避難計画、十分な備蓄や設置場所の確保を阻む財政上の制約があると考えられます。本村においても防災課はなく、担当職員の数も少ないということは承知しています。人手がない、だからできないではなく、職員みんなで分担して、住民のところへ出て行って、災害で誰ひとり取り残さない体制をつくる。この意気込みが大事ではないでしょうか。

自主防災組織の再編、育成強化は喫緊の課題だと考えます。平時において、村の職員が関わって、自主防災組織を育て機能させておくと、災害が起きた時は、自主防災組織が動くので、職員は公助としての任務を遂行できるのではないかと考えます。今のままでは、個人からの問い合わせや要望が役場へ殺到して大混乱が予想されるという心配があります。

自主防災組織を本当の意味で自主的なものとする。自立させて育てていく。そのためには、日頃から職員が住民の中に出て触れ合い、元気でやる気を見せていると、住民も積極的に行動するようになるのではないのでしょうか。県下には、行政幹部と危機管理担当部署を除く全職員が担当地域を決め、住民とワークショップなどを開き、防災意識を高めている自治体もあります。

村長8年間御苦労さまでした。残されたあと1か月余の期間での解決は困難でも、この課題、次の村長にしっかりと引き継いでください。議員としても、議会としても、ともに力を合わせて尽力を尽くすことを誓って私の質問を終わります。職員の皆さん、一緒に取り組みを進めていきましょう。どうもありがとうございます。

○ 仙頭 一貴 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。安岡議員からは災害時と新型コロナウイルスへのそれぞれ対応についてご質問をいただきました。内容としましては、先ほど担当課長等がお答えをさせていただいたとおりでございます。

特に、新型コロナワクチンの接種についてのご質問ですが、自己負担額が高いのではないかとご指摘をいただきました。これにつきましては、先ほど担当課長から、ワクチン供給や医療機関での技術料から、国の助成金と市町村負担を差し引いた金額での設定となっているということをご説明をさせていただきましたので、その点をご理解いただいたことと思います。

この額に対しまして、今後、自治体ごとにさまざまな反応があると思いますし、ご指摘のようにさらに実際独自で負担額を軽減するという選択肢もあるかとは思いますが、しかしながら、今回の国の助成額については、これまでの緊急的な供給体制から、定期接種への移行期における激変緩和措置として実施されているものですので、現時点では今後継続するかどうかとも明らかになっておりません。また、ワクチン供給に要する費用など今後の動向も流動的でございます。

自己負担額に対する補助などにつきましては課長答弁にもありましたが、状況を見ながら判断をしてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

私は以前から議会でも申し上げてまいりましたが、福祉とか、医療分野、そして義務教育機関における教育分野などにつきましては、国の責任において均等平等に国民生活を支える政策を実行して、国民がどの自治体に住もうと同じサービスを受けることができる社会が理想ではないかと考えております。

議員からご指摘いただいている点は、多くの国民が不安を抱えている問題でもあるかと思えます。ぜひ議員所属の政党におかれまして、国政の場において国民の不安を等しく和らげるような政策の確立に向けましてご尽力賜りますように、私のほうからもお願いもさせていただきたいと思えます。

それから再々質問をいただいております。ご指摘のように有事のいかなる状況にありましても、自主防災

組織が機能するように、組織としての自主性と実行力を高めること。また、それを成し遂げるためには多くの職員の日頃からの関与が必要であることは、今後の防災力強化のために大変重要なことでありまして、本村のみならず、全国の自治体に共通するテーマだと考えております。

これまで全国各地で起きた震災や自然災害などの教訓から、自治体の長が災害発生時にとるべき行動は、かなり明確化されつつあります。トップとして全責任を負う覚悟で向き合うことは当然のこと。判断は、空振りを恐れず決断すること。そして、多くの人を救うことよりも、最後の1人まで救う行動を徹底すること。訓練でできないことは、本番でもできないということを念頭に置くこと。そして、最悪の事態を想定した判断行動ができるようにしっかりと訓練を重ねることなど、ほかにも多くの心得を自覚しながら、これまで対応に当たってきたつもりでございます。

今後、執行部が新体制になりましても、こうした基本的な部分はしっかりと引き継いでまいりたいと思いますが、本村の防災力がますます充実したものとなりますよう、議員の皆様方にも、これまで以上にお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

9 番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員

おはようございます。9 番岡村星弥です。通告書に従いまして、一般質問させていただきます。私からは、公共施設の非構造部材の耐震化について質問させていただきます。

先ほど同僚議員の質問にもございましたが、先月、8月に日向灘を震源とする地震発生に伴って、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられたことから、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発生され、本村でも避難が呼びかけられました。

また、今年1月に発生しました能登半島地震からは早くも8か月が経過しておりますが、現地ではまだ復旧作業や解体作業が進まない現状があります。私は、5月に能登半島地震で甚大な被害を受けた石川県珠洲市へ災害ボランティアとして個人で参加し、被災地の状況を肌で感じてきました。住宅の崩壊はもちろん、住民の避難所として使う学校施設を含む公共施設も被害を受けておりました。

その中でも、柱や梁、床などの構造体だけではなく、天井材、外壁、照明器具などの構造体と区分された部材、非構造部材の被害も多く、避難所に利用するはずの施設が被災し、使えない状況が発生し問題になっております。

今回は、本村が管理する公共施設の非構造部材の耐震化について、これまでの実施された調査・点検、耐震化対策の内容、そしてどのような基準で調査・点検し、耐震化対策を実施したのかをお伺いします。また、今後、公共施設の非構造部材の点検・調査を実施する予定はありますでしょうか。

○ 仙頭 一貴 議長

池田総務課長補佐。

○ 池田 豪 総務課長補佐

私のほうからは、本村の公共施設で総務課において実施した非構造部材耐震化事業についてお答えさせていただきます。平成30年度に、庁舎、村民会館、文化資料館・美術館、生涯学習館、老人福祉センター、村民体育館、柔剣道場、村の家の非構造部材の調査を行い、令和元年度に設計業務を委託、元年度から2年度にかけて非構造部材耐震化工事を行っております。

どのような基準に基づいて行ったかというご質問につきましては、事業を実施した当時は、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震など大きな地震が相次ぎ発生しており、このような地震の影響により、避難所である体育館等の外壁や天井、窓ガラスなどの非構造部材の落下等により、避難所として使用できなくなる事例が多く発生し、問題となっておりました。こういった被害を少なくするため、文部科学省が平成27年3月に出した「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」のチェックリストに基づいて、調査・点検を実施、その結果をもとに、先ほどのガイドブックに合わせて、日本建築学会の「非構造部材耐震設計施工指針」に基づいて設計を委託、工事を行っております。

○ 仙頭 一貴 議長

都築総務課長兼健康福祉課長。

○ 都築 仁 総務課長兼健康福祉課長

私のほうからは、今後の調査・点検の実施予定についてですが、建築基準法に定めた定期検査の対象となっている施設については、おおむね3年ごとに建築物、非常用設備、防火設備などの点検は実施しておりますし、日頃から使用されている施設においては、施設管理者が目視により点検はできているというふうに考えてはおります。

また、非構造部材の調査・点検については、法令で定められている調査等がありませんので、今回耐震化工事を行いました施設については、工事から数年しか経過しておりませんので、近々行うという予定はございません。

○ 仙頭 一貴 議長

佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

岡村議員のご質問のうち、学校施設等の非構造部材の耐震化への取り組みについてお答えします。東日本大震災の発災を受けて、文部科学省発行の「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を基に、平成25年度に保育所、幼稚園、小学校、中学校の非構造部材の耐震点検を専門業者に業務委託し実施しました。その際、壁の剥がれや照明器具の取り付け不良など指摘箇所がありましたが、全て修繕対応済みです。

○ 仙頭 一貴 議長

9 番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員

再質問させていただきます。庁舎などの施設は、平成30年から令和元年、そして令和2年にかけて、学校施設については、平成25年に非構造部材その他も含めて専門事業者に委託し、調査・点検、耐震化済みであるとの答弁をいただきました。

学校施設については、実際私のほうも現場を見させていただいた時に、非構造部材を含め、現場では目視で確認し、定期的に調査を行い、問題箇所については、その都度担当課に報告し対応をしていただいているとのお答えをいただいております。

しかし、今後の調査・点検を実施する予定は、学校施設含めその他公共施設も近々はないということです。先ほども課長答弁にもありましたが、学校施設に関して、その他も含めてですけど、文部科学省より「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」が発行されておりますが、その中には、非構造部材の調査点検は3年に1回実施するなどの記載もされております。

今現在、いつ大規模地震が起こってもおかしくなく、また、小規模地震の発生は決して珍しいものではありません。庁舎などの施設は、職員や地域住民が日頃から利用する重要な施設であり、学校施設は、本村の未来を担う子どもたちの命を守るため、そして、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、公共施設の安全性の確保は極めて重要であると考えます。

ここで質問させていただきます。庁舎などの施設は、令和元年、令和2年に調査・点検実施しているのに対し、学校施設は、平成25年以降11年間調査・点検が実施されていないようですが、どのような理由から調査・点検を実施していないのでしょうか。

○ 仙頭 一貴 議長

佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

岡村議員の再質問にお答えします。平成 26 年以降の取り組みについてですが、当村の学校施設等は建築基準法第 12 条の定期調査が必要な施設とはなっておりませんので、その委託業務は行っておりませんが、施設職員や教育委員会職員による目視点検は毎年行い、不良箇所については随時修繕対応することとしております。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長
9 番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員

再々質問させていただきます。先ほどの答弁で、目視で現場は点検・調査していただいているということなので、すぐには必要ないかとは思いますが、現状のような最後の調査・点検が、公共施設だと 4、5 年前、学校施設だと 11 年前ということもあり、今後も非構造部材の調査・点検が実施される予定がないことを考えると、本当に本村の地域住民や職員、そして、子どもたちのために必要な安全確保に努めていただいているのかは、専門的な観点からも、正直不安に感じております。

本村の未来を担う子どもたちや地域住民、職員の命を守るためにも、再度、専門業者への委託と非構造部材の調査・点検を実施し、耐震化対策を計画的に進めていく必要があるのではないのでしょうか。

最後に、村長と教育長にお伺いします。庁舎などの非構造部材の耐震化対策は、4、5 年前という比較的最近の調査・点検、耐震化がされているにもかかわらず、学校施設に関しては、点検・調査が 11 年前の平成 25 年を最後に実施されておらず、今後の公共施設の調査・点検等もないとのことですが。

庁舎などの施設は、職員や地域住民が日頃から利用する重要な施設であり、学校施設は、本村の未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び活動する場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、今まで以上に公共施設の安全性の確保は重要であると考えます。

改めて、非構造部材の耐震化に伴う定期的な調査・点検、耐震化対策の重要性をどのようにお考えでしょうか。以上となります。

○ 仙頭 一貴 議長
池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

おはようございます。岡村星弥議員の再々質問にお答えいたします。学校施設などの非構造部材の耐震化の取り組みにつきましては、次長答弁のとおりでございます。

地震時の非構造部材による被害につきましては、書類棚の転倒によるけががありますとか、避難経路の通行阻害などの二次被害も想定されるため、耐震化対策は非常に重要であると考えておりますが、次長答弁のとおり、当村の学校施設などは建築基準法第 12 条の定期調査が必要な施設とはなっておりませんので、非構造部材の耐震化ガイドブックによる目視点検を行い、不良箇所については、その都度修繕などの対応しているため、現在のところ、新たに専門業者に委託しての調査は予定をしておりません。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

岡村星弥議員からは、非構造部材の耐震化について再々質問をいただいております。担当のほうから、ある程度詳しく答弁をさせていただいたところですが、私のほうから補足的にはなりますが、答弁をさせていただきます。

非構造部材の耐震化につきましては、調査から耐震化工事まで、現在必要な対策は完了しているところですけれども、非構造部材の性質上、雨漏りによる天井等の劣化、そして外部のモルタルの劣化、ガードガラスの太陽光による劣化等を含めましてさまざまな経年劣化が発生する可能性というものは、これは否定できないところであります。

先ほど、それぞれ担当及び教育長からは、次回の点検等を具体的に決定予定しているというわけではないというような答弁はありましたけれども、目視等の日常点検を行い、状況変化などは日頃から観察を続けてまいります。その都度、状況によりまして、国の指針なども遵守しながら、地震などによる大きな被害が生じることのないように、必要最低限の予防的対策を検討することは大変重要だと認識しておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

6 番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

おはようございます。6 番西笛千代子です。通告に従いまして一般質問をいたします。ひとり暮らしの高齢者の見守りについてです。

まず、見守りが必要である高齢なひとり暮らしの世帯がどのくらいあるのかお聞きいたします。

本村では、ふれあいセンター、ほっとハウス、あったかふれあいセンターがあり、見守りの役目も果たしていると思います。ただ、ひとり暮らしの高齢者全員が通っているわけではなく、自宅にひとりでいる住民のほうが多いのかもしれませんが。月に 2 回、ひとり暮らしの高齢者の方にお弁当の配達をしているようですが、そのほか、社会福祉協議会や包括支援センターがどのような見守りをしているのかをお聞きいたします。

最近、デジタル機器を使った見守りを行っている自治体もあり、高知県でも日高村、大豊町、大月町が導入しているようです。

日高村の例を挙げますと、10 年少し前に、全世帯に光ファイバーでのネット環境の整備を進めたそうです。数戸ですが、入れてない世帯もあるようですが。各戸に I P 告知端末を置き、防災情報の配信、地域の情報提供、双方向通信を使い、行政と住民が音声やテキストでやりとりができるようです。

日高村では初期に使っていた I P 告知端末を最新のものに変えているようです。ただ、村丸ごとデジタル化事業を進めている日高村は、スマホの普及率が高く、自宅の I P 告知端末は必要でない住民もいて、スマホのアプリで告知端末の役割を果たすことができるようになったそうです。

大豊町のタブレットを高齢の方が扱っている動画がありましたが、高齢の女性が「毎日ここをぼちっとせんといかんのよ。これは忘れられんがよ」と言って使っており、それによって安否確認ができているとのことでした。人と人とのつながりによって見守りができれば、それはそれにこしたことはないのですが、ネット環境を全村には大きなハードルかもしれません。マンパワーでは補えないところをカバーできるのではないかと考えますが、デジタル機器の利用をどうお考えでしょうか。

○ 仙頭 一貴 議長

荒井健康福祉課長補佐。

○ 荒井 祐輔 健康福祉課長補佐

西笛千代子議員のひとり暮らしの高齢者の見守りについてのご質問について、それぞれ村の現状についてお答えいたします。

まず、ひとり暮らしの世帯数、現在どのような見守りをしているかについてですが、ひとり暮らしの高齢者数は、4 月時点の数値ですが、305 人となっております。

現在、地域包括支援センターで行っている見守り活動としては、あったかふれあいセンター、福祉館、かっぱ市、集落活動センター、郵便局、民生委員や新聞販売店など地域の公的あるいは民間サービスによる情報交換や見守りを行っており、気になる方や異変があれば、村に連絡が来る仕組みとなっております。また、職員が 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者を中心に訪問し、生活状況などを聞き取りし、集いの場などを紹介しております。

社会福祉協議会では、80 歳以上の独居の方への無料の高齢者給食サービス、村からの委託で見守りに必要な高齢者にお弁当を配達する配食サービスを実施しております。このほか、希望者には、ボタン式の緊急通報装置の貸与を行っております。

続きまして、自治体によってはデジタル機器を導入しているが、当村ではについてですが、現在、デジタ

ル機器を活用した見守りサービスはありません。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

6 番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

担当課からのお答えがありましたけれども、かつば市とか、新聞配達所の見守りっていうことは全然気がつきませんでした。今、全国でも宅配業者を使つての見守りもやられてるっていうことなんですけれども、本村では、地域に根差した見守り活動ができているんだなというふうに感じました。お答えありがとうございます。

もしお構いなければ、村長にもお聞きしたいんですけども、8年間、ご苦労さまでございました。いろんなことを、行政のためにやっていただいてありがとうございました。子どもの子育てのことにすることも大事ですけども、高齢化がどんどん進んでいる本村においても、高齢者を守っていくっていうのは大切なことだと思いますので、引き続き、次回の村長になられた方にも引き継ぎをよろしくお願いいたします。私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○ 仙頭 一貴 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

西笛議員からご質問をいただきましたが、特に答弁は用意してなかったんですけども、IT機器の導入についてもご質問がありまして、今後の人口減少による労働力不足、そして家族の見守りに対する意識の変化もあって、当然避けて通れないような問題だと思います。また、先進自治体としてはデジタル機器を活用して、大変、先進的に取り組んでいるところもありますけれども、その受け入れについてはさまざまでありまして、なかなかその普及が進んでいるところと進みにくいところがあるというように認識をしております。

いずれにしても、高齢者が生き生きと生活をしていくためには、憩いの場などに参加をして、一緒に御飯を食べてお互いを気遣い見守る。誰かが来なければ、心配をして確認をする。人とすれ違えば挨拶をする、そういった日々のコミュニケーションは大変大事なことだと思いますから、その辺のことも含めまして、芸西村独自の、そうした体制がつくられるように、今後も努力をしていきたいと思ひますし、新体制もそのように臨んでいくと思ひますので、議員の皆さまにもお力添えを賜りますようによろしくお願いいたします。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

暫時、休憩します。

〔休憩 9 : 53〕

○ 岡村 星弥 副議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔再開 10 : 03〕

10 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

10 番仙頭です。一般質問を通告に従いまして行いたいと思ひますが、まず最初に、溝渕村長 2 期 8 年にわたり芸西村村長としての村政のかじ取りお疲れさまでした。首長にしか分からないご苦労もあったと思ひます。新型コロナ感染症という特殊な状態で、今までの村長になかった難しい判断をしてこられたと思ひます。村政のために尽くしていただき、ありがとうございます。勇退後も難しい時期を乗り切った手腕を村政に貸していただきたいと思ひます。

では、一般質問をさせていただきます。憩ヶ丘体育館、柔剣道場に空調設備をという質問をさせていただきまひす。迷走した台風 10 号も過ぎ、朝晩は涼しくなってきましたが、日中は暑い日が続いています。今、憩ヶ丘体育館、柔剣道場に空調設備を考えるとときではないでしょうか。担当課の教育委員会にお聞きしたとこ

ろ、全く空調機器がないというわけではなく、今年度より、冷風扇を設置することで対応していると聞きました。効果があるかどうかは検証中ということです。

両施設を利用する利用者は、中学生、村内少年スポーツ団、芸西体育会のほかにも村外の学校やスポーツ団体などさまざまな人がいます。23年度の決算を見ると、両施設で32万5000円ほどの利用料も発生しています。せっかく村外から来てくれた利用者に暑すぎて使えなかったというようなことがないように、今から対応していくべきではないでしょうか。

また、非常時のことを考えると、この両施設は避難施設になっています。避難施設には空調設備が必要なのは、近年発生している災害の現場を見れば分かりますし、そうなった場合、冷風扇では全く役に立たないとは思いますが、一部の補助的な役割にしかならず、避難者に不公平感も生まれてくるのではないかと思います。

避難生活は日夜関係ないものですが、地球温暖化による熱帯夜の急増。アメリカの気象研究機関プライベートセントラルは、2023年11月に、「2002年11月から2023年10月が観測史上最も暑い1年、地球が過去12万5000年で経験した最も高い気温だった」との報告を発表しています。

また、日本国内でも、2024年4月から熱中症警戒アラートのさらに上のレベルの熱中症特別警戒アラートが運用されてもいます。近年、賃貸住宅にも、空調設備は1台はついている時代です。地球温暖化により、真夏を超える猛暑日が連日続くことがあり、冷房器具なしの生活は考えられなくなってきました。通常時にも、災害時が起こった場合でも、空調設備は必要です。両施設に空調設備を設置するべきだと思います。お考えをお聞かせください。

○ 岡村 星弥 副議長
佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長
私からは、ご質問の施設利用者のための空調整備についてお答えします。体育館、柔剣道場への空調設備の整備については、導入経費が非常に高額となること、県内でも全国大会が開催される大規模体育館のみに整備されているのが現状ですので、導入ということにはならないと考えております。

一方で、議員ご指摘のとおり近年は猛暑と言われる機会が増えており、高知県でも連日、熱中症警戒アラートが発令されました。それに伴い体育館等の利用者においては、より熱中症への警戒が必要な状況となっておりますので、本年度、体育館、運動広場、陸上競技場に導入しました冷風機を活用していただき、熱中症対策を行っていただきたいと考えております。

○ 岡村 星弥 副議長
都築総務課長兼健康福祉課長。

○ 都築 仁 総務課長兼健康福祉課長
私のほうからは、災害時の避難場所として空調設備が必要ではないかというご質問にお答えしたいと思います。近年の猛暑や避難所の環境改善の観点からいえば、空調設備の導入は、有効であると思いますが、導入に関する費用や維持管理費、電気代などの経費についての検討も必要ですし、その増加分について、使用料への転嫁をどうするのかなどの課題もあります。

従って、今すぐに導入ということにはならないと考えてはおりますが、災害時の避難所の暑さ対策については、何らかの対策を検討していくべきと思っておりますので、引き続き他市町村の事例などの情報収集を行ってまいります。以上です。

○ 岡村 星弥 副議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長
仙頭議員からは、憩ヶ丘体育館、柔剣道場への空調設備の設置についてご質問をいただきました。

まず、不肖私のために過分なお言葉をいただき、恐縮しております。こちらこそありがとうございました。

ご質問につきましては、教育次長と総務課長から先ほど答弁がありました。重複するところがございすけれども、お許しをいただきましてご答弁をさせていただきます。

一部の施設に限りまして説明になることをお許しいただきたいと思います。県内の状況なんですが、県民体育館とか、春野総合運動公園体育館、そして南国市のスポーツセンターなど、次長が言いましたように全国大会が開催されるような大規模体育館などには空調設備があるようですけれども、香南市の県立青少年センター、いの町の県立青少年体育館、そして高知市総合体育館、他にも多くの施設には空調設備がないというのが現状でございまして、やはり導入経費などが主な課題となっているというようにお伺いしております。

一方で、本村は今、教育施設の集約化事業に着手をしておりますので、私自身は、新たに建設される体育館には熱中症対策も考えて、空調設備を導入することを検討してはどうかという思いは持っております。今後、事業内容が具体化をしてまいりますので、議論を深めていく必要があると考えております。ご理解を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○ 岡村 星弥 副議長

10 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

すいません、10 番仙頭です。再質問をしたいと思います。再質問はどうかと思ってましたが、村民の命を守るという観点からすれば、予算とかいうのは二の次の話だと思うんです。確かに高額なのは分かりますし、県内でも設置される施設は少ないということは私も理解しています。であるのであれば、どの市町村でも、抱えている問題は同じだと思います。学校施設や体育館、町村が所有している体育館を避難施設にしているところはほとんどだと思います。そこを他の市町村と足並みをそろえて、国や県に要望を行い、事業を実施していくべきだと私は思います。取りあえず、まずは見積もりをとられてみて、他の市町村とも話をしてみて、前向きな検討していただきたいと思います。

村長が答弁していただきました、新しい集約化施設の体育館は、確かに空調設備がつく可能性が高いとは思いますが、やはりそれはもう 10 年ぐらい先の話なので、そこまでの間に何か手だてができないかということ質問として終わります。以上です。

○ 岡村 星弥 副議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員の再質問にお答えをいたします。確かに新しい体育館については先ほど申し上げましたが、私のほうから防災面での対策についての答弁は抜かっていたようにも思います。そうした意味でいきますと、やはりこれから大きな災害が発生いたしますと、直ちに命を守る環境が必要となってくると思いますので、そのことも含めまして、そうした空調設備というのはさらに重要性を増してくるだろうというように考えております。

財源の問題は二の次だろうということはご指摘があったんですが、かなりな高額にあるがために、なかなか、その各自自治体において具体的に実現が進んでいないというのが現実かなというように思います。ですから議員がご指摘がありましたように、例えば地方の自治体からの声を集約をして中央に上げて、そうした公共施設への空調設備の設置についての補助金の創設だとか、そうしたものの財源対策を施していただくように、地方の声を上げていくということも大事だと思いますので、そのことも含めまして、今後検討していきたいと考えております。以上です。

○ 岡村 星弥 副議長

暫時、休憩します。

○ 仙頭 一貴 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

7 番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

7 番の岡村俊彰です。通告に従いまして一般質問します。まず冒頭に、溝口村長におかれましては、8 年間、大変お疲れさまでございました。また、私の議長時代にも、2 年間、いろいろとご指導、ご鞭撻ありがとうございました。今後、引退されましても芸西村政のためにますますのご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問に入りたいと思います。現在、当村の消防団の団員数は、定数 90 名に対し 76 名の団員が在籍していると伺っております。3 分団の全てで定数不足となっております。自分も今年の 5 月まで約 29 年間、消防団員として村民の安心安全のために務めてきました。毎年、消防団総会の前には、新入団員の勧誘に地域を回りましたが、なかなかすんなりと新入団員の加入にはつながりませんでした。

そんな中、今年 8 月には全国で初めて発令された南海トラフ地震臨時情報により、消防本部を持たない当村にとって、大規模災害時には消防団員不足が一層懸念されることとなりました。

今後も、消防団員が安心安全に活動できるように、消防団員不足の対策として、例えば芸西フェスタなどの村のイベントで消防団員の新規入団募集のブースなどを設置してみればどうでしょうか。

消防本部を持たない当村の現状で、消防団員不足は重大な問題であることを、チラシや広報紙などで村民にもっと知ってもらい、新入団員の勧誘につながればとも思います。

また、今年から芸西村消防団初の女性団員が 2 名入団していただき、今までとは違った女性目線での消防団活動も広がってくると思います。例えば、ちょうど今朝の地元新聞に女性団員の活動が掲載されていましたが、近隣の先進的な活動している自治体との女性団員同士の交流会なども開催してみてはいかがでしょうか。

今後も村民が安心安全に暮らせるために、消防団活動や新入団員の勧誘についての執行部の見解をお伺いします。

○ 仙頭 一貴 議長

都築総務課長兼健康福祉課長。

○ 都築 仁 総務課長兼健康福祉課長

岡村議員のご質問にお答えしたいと思います。まず、村のイベントでの募集活動につきましては、11 月にみのりの王国芸西フェスタが開催されるため、そこで消防団のブースを設置し広報活動ができないか、消防団と協議したいというふうに考えております。

次の団員不足を周知すべきではないかというご質問ですが、現在の芸西村消防団の条例定数に対する団員充足率は約 83% で、危機的な状況とは考えておりませんが、担当課としては団員不足により、消防団が機能不全に陥ることが重大な問題であるというふうに考えております。

もちろん団員数が多いことに越したことはないですが、誰でもいいということでもありません。消防団活動を理解していただき、できるだけ長く精力的に活動していただける環境づくりに力を入れていく必要があると思っています。

消防署のない当村においては、消防団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、自らの意思に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格も持ち合わせておりますので、会社勤めの方のような決められた時間で仕事をされている団員などは、実際に村内で火災があったとしても、出動できない場合も多々あると思います。もちろん、会社の理解や協力、自営業の方の場合、本人や家族の協力は、必要不可欠であります。

団員不足の背景には、経済の高度成長期以降の過密・過疎の進行などや地域社会、就業構造、国民意識の変化など、大きな社会問題の影響もあるとは思いますが、消防団活動に対する不安などもあり、敬遠されている方の声を聞いたことがあります。

しかしながら、今年度初めて女性団員も入団されるなど、イメージも変わっていくものでございますので、

これを機に消防団の魅力やメリット、実際の訓練や活動内容を地道に広報していくことで、団員確保につなげていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長
7 番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

再質問させていただきます。現在の消防団出動手当は、今年の3月定例会にて、これまでの半日ごとの4時間区切りだったものを、8時間までの区切りと改正された当村の基準に沿ったものだと承知はしております。

しかしながら、消防団員の出動時には、活動中には命の危険も伴う場合や深夜の出動もあります。24時間いつ招集サイレンが鳴るかもしれないし、特に農家は農産物が一番高単価の収穫時期の冬場で、農家収入を減らしてでも、招集サイレンが鳴れば仕事を中断して、村民のために消防団活動に務めています。

消防本部を持たない当村で、消防団活動を今後も支えていくためにも、危険手当や時間外手当などを支給すべきではないかと思いますが、村長の見解をお伺いします。

○ 仙頭 一貴 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

岡村俊彰議員からは消防団の団員不足とその処遇についてご質問をいただきまして、おおむね担当課長からお答えをさせていただいたところであります。

消防団員の皆さまには、日頃から家業やご自身の仕事、そしてご家庭もありながら、身を挺して昼夜を問わずその活動に当たっていただいております。本当に頭の下がる思いです。村民を代表して、心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、ご質問の消防団員の処遇につきましては、これまでも報酬の支払い方法や報酬額の改定など消防庁からの通知に基づいております。適切に改善が図られ対応できていると考えております。

今回、議員から提案のありました、まず危険手当の支給につきましては、消防庁の示されている基準を読み込みますと、そうした基準に沿った出動手当として、内容的にも既に危険性が考慮された上での現在の金額設定となっていると理解しておりますので、別立てで危険手当としてそれを新設をするということは考えておりません。

また、時間外手当の支給につきましても、これ議員、十分ご承知のことと思いますけれども、消防団員は非常勤の特別職の地方公務員でありまして、一般職の地方公務員とは異なって、専門的な知識や経験を生かして特殊な業務に従事することから、一般的な勤務時間というものの設定がございません。ですから、言い換えましたら、時間内、時間外の概念がないために、時間外手当の規定そのものが現状としてはないのが事実であります。その点は何とぞご理解を賜りたいと考えております。

一方で、議員のご指摘のとおり、消防団員は年々減少しているのは事実でありまして、団員の年齢構成や職業構成の変化が、消防団の運営に大きく影響を及ぼしております。適正な規模の消防団としての活力をいかに維持していくかが、小さな町村では、誠に切実な課題となっているところです。

今後におきましても、村としては、消防団が各地域の実情に応じた適正な団員数が確保できるように、消防団を支援する組織との連携強化、また団員に対する適切な研修、教育、訓練などを実施してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

一方で、消防団におかれましても、福祉とか環境保全、そして芸術文化など、これまで比較的消防団と接点の少なかった他の分野にもPR活動や交流の幅を広げることによりまして、消防団の地域での密着性やなじみやすさなどを高めていくことが、ひいては団員確保にもつながっていくと思いますので、こうした新たな試みにも積極的に関わっていただきますように、併せてお願いを申し上げます。以上です

○ 仙頭 一貴 議長

1 番堀川友久君。

○ 堀川 友久 議員

1 番堀川です。通告に従いまして一般質問します。私からは避難タワーの活用についてお聞きしたいと思います。

避難タワーは、津波や洪水による被害、被災を防ぎ、津波や洪水発生時、安全な場所に避難することが困難な方や、避難に遅れた方、生活の場が沿岸地域などの方々のための避難場所の一つだと思いますが、本村では避難タワーに特化した避難訓練は行われていません。沿岸地域の方々の中にも、高齢者の方も多いと思います。それに、沿岸沿いでウォーキングされている方や仕事をされている方も少なくないと思います。災害はいつ発生するか分からず、避難タワーを使用し、避難訓練を実施することで、災害時の避難ルートの確保、確認ができるのではないのでしょうか。

それと、避難タワーを曜日、時間を決めて開放できないかお聞きします。開放することで、住民目線のタワーの改善点など違う視点からの意見など聞くことができるのではないのでしょうか。避難タワーは、災害、緊急時のために造られたものということは承知しておりますが、避難タワーからの景観はとてもよく、開放することで観光スポットの一つになるのではないかと考えますが、本村の考えをお聞きします。

○ 仙頭 一貴 議長

都築総務課長兼健康福祉課長。

○ 都築 仁 総務課長兼健康福祉課長

堀川議員の避難タワーの活用についてにお答えしたいと思います。

現在、津波避難タワーに特化した避難訓練という意味では、実施はしておりません。通常の避難訓練で、タワーへ避難することは、これまでもあったかというふう記憶はしております。

議員のご質問にもあるとおり、訓練の機会を通じてタワーへの順路の確認やタワーに上がっていただくことで、防災意識の向上も期待できると思いますので、今後は、地区の自主防とも協議し、できるところから進めていければというふうに考えます。

次に、避難タワーの開放についてですが、先の避難訓練に関する質問と同様に、タワーを身近に感じていただくことは防災意識の向上に有意義と思っております。他市町村では、避難タワーを常時開放して、観光施設として活用されているところもあると聞いておりましたので、数年前ではありますが、私のほうから自主防災組織連絡協議会へ、タワーの開放について提案させていただいたこともあります。しかしながら、その際は、小さい子どもがタワーで遊んだりして事故が起こった場合や、当村ではタワーと民家が近いということもあり、不特定多数の方が利用される場合の施設管理や防犯上の問題など、タワー開放に前向きなご意見をいただけませんでした。ただし、過去には地域の行事で利用したいとの要望もあり、一時的に許可した経過もありますが、その後は常時開放してほしいというような意見はございませんでしたので、開放はしていないのが現状です。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

1 番堀川友久君。

○ 堀川 友久 議員

再質問させていただきます。確かに、自主防の方々とか反対とかもあると思いますが、行政の方と自主防の方、地域のみならずまた相談して、県内でも黒潮町や中土佐町などは、日常的に開放し活用していると聞きます。そのような開放することで、観光スポットになりつつあり、住民の方の散歩コースの一つになっているし、普段からできていないものを緊急時にできないということも聞きます。

本村でも、先ほど言いましたが、曜日、時間を決めて開放することで、避難ルートの確保、確認ができ、ここまで来れば何とかなんと災害時前向きな考えになるのではないのでしょうか。また、観光スポットになることで芸西村のアピールになると考えますが、本村の考えを再度お聞きします。

○ 仙頭 一貴 議長

都築総務課長兼健康福祉課長。

○ 都築 仁 総務課長兼健康福祉課長

再質問にお答えしたいと思います。繰り返しのところもありますが、避難タワーを観光スポットとして活用することについては、民家が非常に近いため、地域住民の生活にも少なからず影響は出ることから、一定、近隣住民の理解が必要だと思いますので、慎重に進めていかなければならないというふうに思います。

なお、こういったご意見もいただきましたので、再度、自主防災組織連絡協議会等にもご意見をいただいた上で、どういった方法が可能か判断していきたいと考えております。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

堀川議員から、避難タワーの活用についてご質問いただきました。内容につきましては、課長が答弁をしたとおりでございまして、議員のおっしゃることもよく分かるところであります。

また、地域それぞれに、いろんなさまざまな事情が異なりますので、近隣の方のご理解を求めたいと思いますし、それが得られないかなということでこれまでも来ておりますけれども、行政としては、ご理解が得られるように努力は続けていきたいと思います。

それから、県下各地で、議員が紹介してくれましたように、いろんなかたちで開放されているところがあるということも私も承知をしております。実際にその上に立ってみると、やはりここが避難タワーかということで、ここへ来てくれば安心だなあというように、災害の時だけの建物じゃなくて、普段からそこに慣れておくということも、本当に大事だとは思いますが。ほかの市町村での使い方といいますか、そうした活動状況をまた研究もしてみたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

〔10：33 散会〕